



# 宮 崎 県 公 報

平成29年4月3日(月曜日) 第 2883 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の辞退…………… (医療業務課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …… ( “ ) 3	

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 4
○廃川敷地等の公示 (2件) …… (河川課) 4
○歳入の徴収の事務の委託…………… (港湾課) 4
○歳入の収納の事務の委託 (2件) …… (建築住宅課) 4

### 公 告

○調理師試験の実施に関する事務の委任…………… (衛生管理課) 5
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 5
○河川整備基本方針の策定…………… (河川課) 5
○河川整備計画の策定 (2件) …… ( “ ) 5

### 病院局公営企業告示

○指定代理納付者の指定…………… 5
○公金の収納の事務の委託について…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 231号

次の医療機関は、平成29年3月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
百瀬病院	日南市南郷町中村乙2101

### 宮崎県告示第 232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570204018	デイサービスサルビア乙房事業所	宮崎県都城市乙房町1711番地1	株式会社サルビア	宮崎県都城市太郎坊町2001番地1	平成29年2月1日	通所介護
4571800582	ミュージズの朝高原二番館デイサービスセンター	宮崎県西諸県郡高平原町蒲牟田7348番地2	社会福祉法人報謝会	宮崎県西諸県郡高平原町蒲牟田7348番地2	平成29年2月1日	通所介護

### 宮崎県告示第 233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570204000	居宅介護支援事業所 いきいき支援センター	宮崎県都城市上水流町1611番地1	合同会社 A x i s	宮崎県都城市上水流町1611番地1	平成29年2月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 234号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570204018	デイサービスサルビア乙房事業所	宮崎県都城市乙房町1711番地1	株式会社サルビア	宮崎県都城市太郎坊町2001番地1	平成29年2月1日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 235号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001115	デイサービスセンターたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成29年2月28日	通所介護
4572001297	訪問介護ステーションたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋6710-5	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成29年2月28日	訪問介護

宮崎県告示第 236号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572100800	居宅介護支援事業所ひまわり	宮崎県延岡市北川町川内名8307番地	有限会社メープルウェルフェアサービス	宮崎県延岡市北川町川内名8424番地	平成29年2月28日	居宅介護支援
4572200246	ひだまり介護企画	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡5830番地1	合同会社ケアサポートひだまり	宮崎県西臼杵郡日之影町七折2996番地	平成29年2月28日	居宅介護支援

宮崎県告示第 237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001115	デイサービスセンターたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成29年2月28日	介護予防通所介護
4572001297	訪問介護ステーションたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋6710-5	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成29年2月28日	介護予防訪問介護

#### 宮崎県告示第 238号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町湯上字三本松9579、9588-2、9591-1、9595-3、9617-1から9617-8まで

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 239号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字田原字薄霧畑324-2、325-1、326、328、329、352-1、358-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字薄霧畑324-2・325-1・326・328・352-1・358-2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 240号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字上町谷1800-1、1800-4、1804-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上町谷1800-1・1804-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年4月3日から平成29年4月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町三ヶ野山 字大眠3177 番42地先か ら同市同町 三ヶ野山同 字3177番18 地先まで	旧	11.2～ 11.8	18.7
				新	13.9～ 17.9	18.7

**宮崎県告示第 242号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年4月3日から平成29年4月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町三ヶ野山 字大眠3177 番42地先か ら同市同町 三ヶ野山同 字3177番18 地先まで	平成29年4月3日

**宮崎県告示第 243号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 河川の名称  
二級河川石崎川水系新名爪川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成29年4月3日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 宮崎市大字島之内字松下2254番4地先から宮崎市大字島之内字松下2254番7まで
  - (2) 宮崎市大字島之内字松下2320番1地先から宮崎市大字島之内字松下2335番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 102.79㎡
- (2) 土地 160.59㎡

**宮崎県告示第 244号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 河川の名称  
二級河川加江田川水系加江田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成29年4月3日
- 3 廃川敷地等の位置  
宮崎市大字加江田字小園4674番2地先から宮崎市大字加江田字曾山寺4635番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 120.93㎡

**宮崎県告示第 245号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎港マリーナ施設（艇庫及びディンギーヤードを除く。）に係る使用料（浮桟橋及びボートヤードを専用使用する場合の使用料を除く。）及びサンビーチーツ葉使用料	一般財団法人みやざき公園協会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**宮崎県告示第 246号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

株式会社セコマ  
株式会社セーブオン  
株式会社セブニーイ  
レブン・ジャパン  
株式会社ファミリー  
マート  
株式会社ポブラ  
ミニストップ株式会  
社  
山崎製パン株式会社  
株式会社ローソン

4 試験事務を行わせることとした年月日  
平成29年4月3日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）から平成29年3月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により、浦上川水系河川整備基本方針を定めた。

なお、基本方針は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、五十鈴川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、庄手川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県告示第 247号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的外使用許可使用料	ニッテレ債権回収株式会社	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の一部を次のとおり行わせることとした。

平成29年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定試験機関の名称  
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 8 番 5 号 J A C C ビル
- 3 行わせることとした試験事務の範囲
  - (1) 広報等による調理師試験実施の周知
  - (2) 試験問題及び解答用紙の作成並びに試験会場への発送
  - (3) 試験会場の設営等
  - (4) 試験会場への監督員等の派遣
  - (5) 採点
  - (6) 合否判定
  - (7) 合格者の決定並びに受験者一覧表及び合格者名簿等の作成
  - (8) 合格通知書の作成及び合格者への発送
  - (9) 合格者の発表
  - (10) 合格証明書の発行
  - (11) 実施結果報告

## 病院局公営企業告示

#### 病院局公営企業告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成29年4月3日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者  
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷 3 丁目33番 5 号  
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通 2 丁目 5 番32号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権  
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第 6 条に規定する料金等
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月3日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	弁護士法人 一番町総合法律事務所	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
県立延岡病院		
県立日南病院		